

## 収入の区分

区分	施設名	指定管理者の収入						県及び市の収入		
		指定管理料等			利用料金等			区分	支払者	
		区分	支払者	負担割合 (県:市)	区分	支払者	その他の収入			
県施設	交流支援施設	指定管理料	県	100:0	利用料金	利用者	自主事業収入			
	創業支援施設				利用料金	入居者	光熱水費			
	商工団体等施設	指定管理料 (附帯業務分)							使用料	入居団体
	川越地方庁舎	附帯業務料								
市施設	文化芸術振興施設	指定管理料	市	0:100	利用料金	利用者	提案事業の入場料等			
	市民活動・生涯学習施設				利用料金	利用者	提案事業講座の受講料等			
	男女共同参画推進施設(相談室以外)				利用料金	利用者	提案事業講座の受講料等			
	市民団体支援施設					印刷機等使用の 維持管理費・消耗品費等				
	共通施設				利用料金 (グループロッカー)	利用者	印刷機等使用の 維持管理費・消耗品費等			
	男女共同参画推進施設(相談室のみ)	業務委託料					光熱水費(精算払い)			
	川越市子育て支援室						光熱水費(精算払い)			
	川越市市民相談室						光熱水費(精算払い)			
	川越市南公民館					市	光熱水費(精算払い)	使用料	使用者	
	川越市産業観光コーナー						光熱水費(精算払い)			
喫茶室				光熱水費(精算払い)	使用料	運営団体				
県・市 共用部分 外構	駐車場	指定管理料	県及び市	136:110	利用料金	利用者※1				
	駐輪場			50:50	利用料金	利用者				
	交流広場			50:50			イベント等での実費徴収可	使用料	行政財産目的 外使用許可を 受けたもの	
	共用部分			42.04:57.96						

※共通 各施設の利用料金は備品の利用料金を含む  
 ※1 来場者駐車場(県104台)の一部を創業支援施設入居者の月極駐車場とすることができる。(15,000円/台・月)  
 月極駐車場以外の利用料金等の区分割合は、県:市=104-(創業支援施設入居者用台数):104となる。  
 なお、令和6年7月時点では、月極駐車場として4台分を貸出中であり、区分割合は、県:市=100:104である。